

千代田区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

千 代 田 区 長 樋口 高 顕

千代田区印鑑条例の一部を改正する条例

千代田区印鑑条例（昭和50年千代田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。